

最近の状況を踏まえたクリプトスポリジウム等対策の課題について

1. 背景

クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原生物については、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成 19 年 3 月 30 日付け健水発第 0330005 号。以下「対策指針」という。）に基づき、水道事業者等において対策を推進しているところである。（参考 1）

平成 8 年 6 月に、我が国で初めての水道水に起因するクリプトスポリジウムによる感染症（クリプトスポリジウム症）が埼玉県越生町で発生して以来、水道水中のクリプトスポリジウム等が原因と判明した感染症発生事例は報告されていなかったが、平成 22 年 11 月には千葉県成田市の貯水槽水道が原因とみられるジアルジア症が発生しているほか、水道原水からは例年 100 件程度検出されており（表 1 参照）、浄水から検出された事例もある。

表 1：原水におけるクリプトスポリジウム検出状況
（厚生労働省に報告があったもの）

平成22年度	平成23年度	平成24年度
121件	77件	98件

また、世界保健機関（WHO）が 2011 年（平成 23 年）に発行した「飲料水水質ガイドライン」（Guidelines for Drinking-water Quality）第 4 版において示されたクリプトスポリジウムの感染確率は、2004 年（平成 16 年）に発行した第 3 版における数値よりも大幅に高くなっている。（参考 2）

こうした状況を踏まえ、我が国においても、水道におけるクリプトスポリジウム等の対策を更に充実することが期待されているところである。

2. 対応

対策指針においては、施設整備について、以下のとおり規定している。（参考１）

（ア）レベル４

ろ過池またはろ過膜（以下、「ろ過池等」という。）の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）を整備すること。

（イ）レベル３

以下のいずれかの施設を整備すること。

- （a）ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なろ過設備（急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等）。
- （b）クリプトスポリジウム等を不活化することができる紫外線処理設備。具体的には以下の要件を満たすもの。（以下略）

これに加えて、「浄水処理の安全性を一層高めるために、ろ過池等の出口の濁度を 0.1 度以下に維持することが可能なろ過設備と紫外線処理設備を併用することとしてもよいこと。」とされている。

水道事業者等においては、クリプトスポリジウム等について適切に対処するため、当面は引き続き、対策指針におけるこれらの記述を踏まえつつ、対策施設の検討を行うことが期待される。